

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年5月31日 10時45分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市観音崎南東方沖 観音崎灯台から真方位149° 800m付近 （概位 北緯35° 15.0′ 東経139° 45.0′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年6月22日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3.0m未満） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力1.47kW、回転数毎分 6,000、1気筒、ボア45mm、使用燃料ガソリン
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、操縦者が1人で乗り、釣りの目的で漂流中、潮に流されたので潮上りして魚礁上に戻ろうとしたところ、船外機が始動しなかった。 本船は、操縦者が、運航不能と判断して118番通報し、来援した監視取締艇にえい航されて帰港した。 操縦者は、本インシデント後、自身で船外機を開放点検したところ、塩害による腐食でシリンダヘッドカバーに孔を生じ、運転中に同孔から潤滑油が外部に漏れて同油量が減少し、ピストンが焼き付いて船外機が停止したと判断した。 船長は、前所有者が新品で購入した船外機を約1年間使用したのちに買い取り、同船外機の運転時間が本インシデント時まで約5年経過していたが、今まで不具合がなかったため、船外機の開放点検を実施していなかった。
分析	本船は、約5年間船外機の開放点検が行われていない状態で漂流中、塩害による腐食でシリンダヘッドカバーに孔を生じていたことから、運転中に潤滑油が同孔から外部に漏れてピストンが焼き付き、船外機の始動ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が約5年間船外機の開放点検が行われてい

	<p>ない状態で漂泊中、塩害による腐食でシリンダヘッドカバーに孔を生じていたため、運転中に潤滑油が同孔から外部に漏れてピストンが焼き付き、船外機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操縦者は、出港前に船外機の潤滑油量などの各部の点検を行うこと。・ 操縦者は、定期的に専門業者による船外機の開放点検を実施することが望ましい。